

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀等耐震対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、那智勝浦町補助金等交付規則（平成6年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 災害時において、不特定多数の者が避難するために利用する道路
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱
- (3) 一の敷地 1筆の土地又は同一の用途に供されている隣接する2筆以上の土地

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に存するブロック塀等の所有者又は町長が認める自治会若しくは自主防災組織であって、当該ブロック塀等を撤去し、又は改善する者
- (2) 町税等を完納している者
- (3) 国、県又は町の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (5) 那智勝浦町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、災害復旧のため実施するもの、国又は地方公共団体が実施するもの及び国、地方公共団体その他公的機関若しくは法人が所有するものは除く。

- (1) ブロック塀等の撤去

避難路に面し、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（隣接道路の地盤面からの高さが0.6メートル以上のものをいう。）を延長2メートル以上撤去する事業

- (2) フェンス等の設置

前号の事業により、ブロック塀等を撤去し、その場所に、引き続きフェンス又は生垣等他の塀を設置する事業

(交付の条件)

第5条 事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に適合するものでなければならないものとする。

- (1) ブロック塀等を安全な塀に改善する場合には、原則としてフェンス等の軽量の塀に改善することとし、ブロック塀からブロック塀へ改善する場合は建築基準法等に適合した上で、耐震性を確認できる書類を提出すること。
- (2) 生垣を設置する場合には、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 樹木が列状に植え込まれ、延長2メートル以上の生垣を形成していること。
 - イ 樹木の本数が生垣延長1メートル当たり2本以上であること。
 - ウ 外部から眺望した樹木の高さが1メートル以上であること。
 - エ 生垣をブロック、コンクリート、石又はレンガにより囲む場合は、高さが地盤面から0.5メートル以下であること。
- (3) フェンスを設置する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア フェンスの延長が2メートル以上であること。
 - イ フェンスの高さが基礎を含めて1メートル以上であること。
 - ウ フェンスの基礎は、高さが地盤面から0.5メートル以下であること。

2 補助金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置図
- (2) 工事の概要がわかる図面
- (3) 施工業者が発行した見積書又はその写し（内訳が記載されているものに限る。）
- (4) 現況写真（撤去するブロック塀等の状況が分かるもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付不交付決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）により、町長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、ブロック塀等耐震対策事業が完了したときは、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 写真（施工前、施工中、完了後等の確認ができるもの）
- (2) 領収書等（写し）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を受け付けたときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により、補助金確定通知書を受けた補助決定者は、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助決定者に通知し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助決定者の責務)

第15条 補助決定者は、補助金の交付を受けた後において当該補助対象事業により工事を行った場所を、安全かつ良好な状態に保つよう努めなければならない。

(調査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補助の対象		補助額
事業の区分	工事費及び経費	
ブロック塀等の撤去	ブロック塀等を取り除く工事に要する経費	ブロック塀等撤去に要する費用（実費）の10分の9以内とし、かつ、300,000円を限度とする。
フェンス等の設置	フェンス、生垣等を設置する工事に要する経費	フェンス、生垣等の設置に要する費用（実費）に2分の1以内とし、かつ、100,000円を限度とする。

備考

- 1 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 2 撤去費用及び改善費用の額は、施工業者との契約等による額とする。ただし、申請者自らが撤去や改善を行う場合は、処分費及び材料費等の実費に相当する額とする。

年 月 日

那智勝浦町長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付申請書

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

1	ブロック塀等の撤去の概要	所在地	
		種 別	☐ コンクリートブロック造 ☐ レンガ造 ☐ 石造 ☐ その他
		高 さ	m
		延 長	m
		設置場所	☐ 道路に面している ☐ 道路に面していない
		前面道路の幅員	m
		工事に要する経費	円（税込）
2	フェンス等の設置の概要	種 別	☐ フェンス ☐ 生垣 ☐ ブロック塀
		高 さ	m
		延 長	m
		基礎の高さ	m
		工事に要する経費	円（税込）
3	交付申請額	ブロック塀等の撤去	円
		フェンス等の設置	円
4 事業の期間（予定）		年 月 日から 年 月 日まで	
5 他の補助制度の利用		☐ あり ☐ なし	
☐ 町税等の納付情報を閲覧、照会することに同意します。			

添付書類

- ① 敷地の位置図
- ② 工事の概要がわかる図面
- ③ 見積書又はその写し（内訳が記載されているものに限る。）
- ④ 現況写真
- ⑤ その他

※申請時本人であることがわかる書類の提示をお願いします。

第 号
年 月 日

様
那智勝浦町長 印

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金について、次のとおり決定したので、同事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
事業区分	ブロック塀等の撤去 ・ フェンス等の設置
決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
ブロック塀の所在地	那智勝浦町大字
対象事業等の完了 予定年月日	年 月 日
条件 (不交付の場合は その理由)	

年 月 日

那智勝浦町長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった、那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金について、次のとおり変更(中止)したいので、同事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
ブロック塀の所在地	那智勝浦町大字
変更(中止)の内容	
変更(中止)の理由	
添付書類	(1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの (中止の場合は不要) (2) その他町長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

那智勝浦町長 印

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業の変更（中止）について、同事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
決定内容	変更の承認 ・ 中止の承認
当初交付決定額	円
変更(交付決定額)	円
ブロック塀の所在地	那智勝浦町大字
条件	

年 月 日

那智勝浦町長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業が完了したので、同事業補助金交付要綱第 11 条の規定により次のとおり報告します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
補助事業の経費の総額	円
ブロック塀の所在地	那智勝浦町大字
事業の完了年月日	年 月 日
対象事業の経過及び 成果の概要	※事業区分（実施した事業に、○ をつけて下さい。） （ ）ブロック塀等の撤去 （ ）フェンス等の設置
添付書類	① 請求書、領収書等の写し ② 写真（施工前、施工中、完了後等の確認ができるもの） ③ その他

第 号
年 月 日

様

那智勝浦町長 印

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業について、同事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
交付決定額	円
交付確定額	円
備考	

年 月 日

那智勝浦町長 様

申請者 住所_____

氏名_____印

電話_____

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付額確定のあった那智勝浦町ブロック
塀等耐震対策事業補助金について、同事業補助金交付要綱第 13 条の規定により請求します。

請求金額 _____ 円

振 込 先		(支 店)	
種別		口座番号	
フリガナ			
口 座 名 義			

第 号
年 月 日

様

那智勝浦町長 印

那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業補助金について同事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

補助事業等の名称	那智勝浦町ブロック塀等耐震対策事業
交付決定額	円
交付決定取消額	円
ブロック塀の所在地	那智勝浦町大字
取消理由	